

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

第1条 本手順書は当院における「受託研究取扱規程」及び「企業主導治験に係る標準業務手順書」に基づいて、企業主導治験に係る標準業務手順書第14条第1項の規定により院内に設置された治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法等を定めるものである。

2 製造販売後臨床試験に対しては、医薬品GCP省令第56条及び医療機器GCP省令第76条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本手順書を適用する。

3 医療機器の治験に対しては、「医薬品」、「治験薬」「副作用」及び「同一成分」とあるのを「医療機器」、「治験機器」「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と読み替えることにより、本手順書を適用する。

(治験審査委員会の責務)

第2条 治験審査委員会は、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図らなければならない。

2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。

3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から治験の実施及び継続等について調査審議を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者計11名をもって構成する。11名のうち、少なくとも1名は男性または女性の委員であること。委員長不在時または採決に参加できない場合には、副委員長或いは他の委員が代行する。なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。

(1) 委員長：副院長

(2) 副委員長：統括診療部長

(3) 委員：臨床研究部長、院長が指名した部長職、医長、薬剤部長及び看護部長

(4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員（下記（5）、（6）の委員を除く）：事務部長、院長が委嘱する者

(5) 当院と利害関係を有しない委員：院長が委嘱する者

(6) 治験審査委員会設置者と利害関係を有しない委員、ただし、当該委員は、（5）を兼ねることができる。

2 前項の委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

3 治験審査委員会は、男女両性で構成されることが望ましい。

4 本条第1項の委員に欠員が生じた場合には、院長は後任の委員を指名する。この場合、後任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(治験審査委員会の業務)

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を院長から入手しなければならない。

(1) 治験実施計画書（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）

但し、実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師となるべき者の氏名及び職名並びに各実施医療機関を担当するモニター（モニターが複数である場合にはその代表者）の氏名、職名及び電話番号等の医療機関に特有の情報について治験実施計画書の別冊とされている場合は、当院に係るもののみでも良いこととする。

(2) 症例報告書の見本

但し、治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解することができる。

(3) 説明文書・同意文書（治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの）

(4) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）

(5) 治験責任医師及び治験分担医師の氏名を記載した文書（書式2）

(6) 治験薬概要書

(7) 被験者の安全等に係る報告

(8) 治験の費用の負担について説明した文書（被験者への支払（支払がある場合）に関する資料）

治験審査委員会が必要と認める場合、治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用に関する資料の提出を求めることができる。

- 6 治験審査委員会は、被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験について承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨を承認文書に記載する。
- 7 緊急状況下における救命的な内容の治験において、被験者による事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者と連絡が取れない場合にも治験が行われることが予測される場合には、承認文書中に、被験者及び代諾者の同意なしに治験に参加する際の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るための方法、及び治験責任医師等ができるだけ速やかに被験者又は代諾者となるべきものに対して説明し同意を得た経緯と結果を治験審査委員会に報告するよう記載する。
- 8 あらかじめ、治験依頼者、治験審査委員会等及び院長の合意が得られている場合においては、医薬品GCP省令第20条第2項及び第3項又は医療機器GCP省令第28条第2項及び第3項、再生医療等製品GCP省令第28条第2項及び第3項に関する通知に限り、治験依頼者は、治験責任医師及び院長に加えて治験審査委員会等にも同時に通知することができる。また、治験審査委員会等は、院長に加えて治験責任医師及び治験依頼者にも同時に文書により意見を述べるができる。この場合、医薬品GCP省令第32条第6項又は医療機器GCP省令第51条第6項、再生医療等製品GCP省令第51条第6項の規定に基づき、治験審査委員会等の意見を院長が治験依頼者及び治験責任医師に文書により通知したものとみなす。
- 9 治験審査委員会は、当委員会で承認となった研究について、他の医療機関から審査を依頼された場合には、当該研究機関の研究の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べることにする。また、他の医療機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べることにする。
- 10 院長は、治験審査委員会に他の医療機関における臨床研究の実施、継続の適否及びその他臨床研究に関する調査審議を行わせる場合は、予め当該医療機関の長と文書により契約を締結する。

(治験審査委員会の運営)

- 第5条 治験審査委員会は、原則として月1回（第2週の水曜日）開催する。但し、院長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。
- 2 治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に調査審議するものとする。なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、院長に意見を文書で通知するものとする。
- 3 治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ治験審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
- 4 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
- (1) 少なくとも6人以上の委員が参加していること。
 - (2) 第3条第1項(4)の委員が少なくとも1名参加していること。
 - (3) 第3条第1項(5)または(6)の委員が少なくとも1名参加していること。
- 5 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
- 6 当該治験の治験依頼者と関係のある委員（治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者）、治験責任医師、及び治験責任医師と関係のある委員（治験分担医師、治験協力者又は当該治験実施診療科の職員）は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。
- 7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 8 採決は出席した委員の3分の2以上の合意とする。ただし、6人以上の委員が採決に参加していること。
- 9 意見は次の各号のいずれかによる。
- (1) 承認する
 - (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）
 - (5) 保留する
- 10 院長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 11 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存するものとする。なお、会議の記録の概要については次の各号により作成する。
- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席委員名

- (2) 委員名簿（各委員の資格を含む）
- (3) 委員の職業及び所属のリスト
- (4) 提出された文書
- (5) 会議の議事要旨（審査及び採決に参加した委員名簿を含む）
- (6) 書簡等の記録
- (7) その他必要と認めたもの

（記録の保存期間）

第8条 治験審査委員会における保存すべき文書は、(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。また、製造販売後臨床試験における記録の保存については、再審査又は再評価が終了する日までとする。

(1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発を中止した又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合にはその通知を受けた日）

(2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

2 治験審査委員会は、院長を経由して、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発の中止等に関する報告（書式18）を受けるものとする。

第9条 治験審査委員会における保存すべき必須文書が製造販売後臨床試験の場合は、1)又は2)の日のうち後の日までの間保存するものとする。ただし、製造販売後臨床試験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について製造販売後臨床試験依頼者と協議するものとする。

1) 再審査又は再評価に係る記録

再審査又は再評価が終了した日から5年間。ただし、平成17年4月1日以降に治験計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書の提出が行われる臨床試験にあっては、再審査又は再評価が終了する日まで。

2) 前号に掲げる記録以外の記録

利用しなくなった日から5年間

2 治験審査委員会は、院長を経由して、依頼者より前項にいう承認取得（あるいは開発中止（書式18））を受けるものとする。

第10条 院長は、当該治験等が遺伝子治療臨床研究の場合、当該研究に係る審査の記録は研究終了後5年間保存するものとする。

附則

- 1. この手順書は平成10年 7月 1日から施行する。
- 2. 平成16年 4月 1日改正する。
- 3. 平成16年10月 1日改正する。
- 4. 平成17年 6月 1日改正する。
- 5. 平成18年12月 1日改正する。
- 6. 平成20年 4月 1日改正する。
- 7. 平成20年 7月 1日改正する。
- 8. 平成21年 4月 1日改正する。
- 9. 平成23年 4月 1日改正する。
- 10. 平成25年 6月 1日改正する。
- 11. 平成25年 9月 1日改正する。
- 12. 平成27年 4月 1日改正する。
- 13. 平成28年 8月 1日改正する。
- 14. 平成28年 9月 13日改正する。
- 15. 平成29年 8月 1日改正する。
- 16. 平成30年 4月 1日改正する。
- 17. 平成30年 4月 18日改正する。
- 18. 平成31年3月7日改正する
- 19. 2019年7月24日改正する。
- 20. 2019年9月26日改正する。